

[事案 2025-5] 損害賠償等請求

・令和8年2月28日 裁定不調

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

募集人の不法行為等を理由に、損害賠償等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年5月に米ドル建養老保険（被保険者は申立人代表者の子。契約①）を契約し、令和4年1月に変額保険（被保険者は申立人代表者。契約②）および終身医療保険（被保険者は申立人代表者。契約③）を契約し、その後、契約①は令和4年11月に解約し、契約②は令和6年7月に解約し、契約③は同年5月に失効した。しかし、以下等の理由により、契約①に再加入させてほしい（請求①）。それができない場合は、既払込保険料および契約①で得られるはずであった保障の利益相当額を支払ってほしい（請求②）。また、契約②③については、既払込保険料の返還および「無駄になった期間の保険料の差額の20年分を支払うこと」を求め（請求③）。

- (1) 請求①②について、契約①の加入時の意向把握等の手続において募集人に騙され、他社保険から乗り換えさせられたが、契約①は解約せざるを得なくなり、今後生命保険に加入することは難しいため、保障を失ったことの不利益を賠償してほしい。
- (2) 請求③について、募集人が申込書類を代筆した時に、申立人代表者の生年月日を間違えて記入した上で契約したが、間違い発覚後も半年以上わざと放置された。募集人は生年月日の間違いについて隠ぺい工作をし、保険会社は募集人の行為について一切調査をせずに不適切募集ではないと断言した。また、保障内容を削減する形で勝手に同意なしで契約内容を変更された。
- (3) 契約②について、保険料の半分を損金計上できる福利厚生プランと説明を受けたが、実際はそうではなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 請求①②について、募集人は、募集時に、被保険者にてんかんがあり、障害等級1級であることは知らなかったし、被保険者に、正しく告知すること、自身で読んで確認し記入することを伝えたが質問はなかった。また、募集人は他社保険からの切替えを提案したことはなく、すべて新規で申し込んでもらっている。
- (2) 請求③について、申立人代表者が契約申込に際して誤った生年月日を申告したため、設計書作成、月額保険料の算定、証券の記載も申告したとおりの生年月日が基礎となった。誤りを把握したのは令和4年12月であり、翌日に契約内容変更・訂正請求書を発送した上（受領は確認できない）、契約③については保険料の差額を受領したものの、契約②については別の方法の提案を求められた。このため、当社は遡及減額手続を案内したが、返答がなかったためこの手続はとっていない。
- (3) 契約②について、募集人は、支払保険料の2分の1は福利厚生費として処理できるとの説明はしておらず、給与として処理するよう案内した、と述べている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本契約締結時の説明状況等を把握するため、申立人代表者および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾するとの回答を得られなかったため、手続を終了した。

- (1) 募集人の事情聴取によれば、契約①の申込当時、被保険者にてんかんの持病があることは知らなかったが、後に申立人のコンサルティングをすることになり、その頃被保険者にてんかんの持病があることを聞かされた上、その後、実際に発作の現場に立ち会ったこともあったとのことである。それならば、契約①の告知につき、告知義務違反があることはその時点で判明しているため、募集人としては直ちに再告知を促すべきであった。
- (2) 募集人は、契約②③の申込書類に申立人代表者の生年月日を入力する際、本人確認書類を提出させたにもかかわらず、誤入力が生じた。この点について、募集人は事情聴取において、入力時に本人に口頭で生年月日を聞いてそのまま入力したが、まさか間違っていたとは思わなかった、と述べている。この時点で、募集人は申立人代表者と相当な信頼関係が構築されている間柄にあったため、本人確認書類を確認せずに生年月日を入力してしまったという事情もあるかと思われるが、本人確認書類を提出させる趣旨は、確実に本人確認を行う点にあり、むしろ積極的に確認をして、誤った生年月日であることを指摘すべきであった。